

青森県立保健大学

障害学生支援ガイド

～本学で支援を受けるために～

令和4年3月 制定

(令和 年 月 日改定)



公立大学法人 AOMORI UNIVERSITY OF HEALTH AND WELFARE

青森県立保健大学



目次

1 障害のある学生に対する支援における基本的な考え方	1
(1) 合理的配慮の提供について	1
(2) 障害のある学生に対する対応について	1
2 支援の対象となる方	2
3 支援の内容	2
4 相談窓口	3
5 支援の流れ	3
個人情報の取扱いについて	4
6 これまでの対応例	5
7 申請書の作成	6
合理的配慮提供申請書	7

Ⅰ 障害のある学生に対する支援における基本的な考え方

(1) 合理的配慮の提供について

障害のある学生の人権が障害のない学生と同じように保障されるとともに、教育や研究、その他学生生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。教育の目的・内容に関わる本質的な変更や公平な成績評価の保障を損なわない範囲で、必要かつ適当な変更・調整を行います。

合理的配慮の特徴は以下のようにまとめられています。

- ・本人からの意思の表明に基づくもの
- ・障害の特性や具体的場面・状況に応じて、社会的障壁の除去のために「個別」に必要となるもの
- ・体制面や財政面において大学側に「過重な負担」を課さないもの

(2) 障害のある学生に対する対応について

本学の教職員は、相談や苦情の申し出、意思の表明が行われやすいよう次のとおり努めます。

- ・日常の業務においても積極的に声がけをする等、意思の表明がしやすい環境づくりに努めます。
- ・意思の表明がない場合であっても、障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案します。
- ・その他、障害の有無に関係なく学生等が意見等を出しやすい環境づくりに配慮します。



2 支援の対象となる方

支援の対象となる方は次のとおりです。

入学選抜試験に合格した方

入学手続きが完了した方

本学に在籍する学生

3 支援の内容

支援を受けられるものには、次のようなものがあります。内容により、『申請が必要な支援』もあります。申請が必要な場合は、「合理的配慮提供申請書」を提出してください（巻末に掲載されています）。

申請	修学支援	試験の特別措置	学内の生活支援	実習等に係る支援	就職・進学支援	その他
不要（随時）	・履修相談	・特別措置が必要であるかどうかの相談	・移動介助 ・生活相談	・実習先選定の相談 ・実習先等に対する情報提供	・進路相談 ・相談先の紹介	—
必要	・ノートテイク ・介助者の随伴 ・座席指定	・試験時間延長 ・別室試験	・学内施設、設備の改善 ・介助者代筆による手続き	・実習先等に対する配慮依頼	—	最高責任者（理事長）が必要と認めるもの

※上記は例です。学生個々人の障害の種類や程度、授業等の目的や内容に応じて、対応は異なります。

※『申請が必要な支援』かどうかを相談することも可能です。

4 相談窓口

相談先は以下のとおりです。困りごとや希望する支援などの相談に随時、応じます。学生本人の他、ご家族からの相談も可能です。入学前も相談に応じています。

- ・学生が所属する学科、研究科の教員
- ・保健室 電話 017-765-2112(管理・図書館棟 1階)
- ・教務学生課 電話 017-765-2007(管理・図書館棟 1階)

5 支援の流れ

相談

- ・まずは、身近な教職員や保健室に遠慮なく相談してください。
- ・修学や実習、学生生活上の困りごとや希望する支援について、随時、相談に応じます。

面談

- ・修学や実習、学生生活上の支援ニーズを聞き取ります。
- ・障害の程度やこれまで高校等で受けていた支援の内容等を伺います。
- ・『申請が必要な支援』を希望するかどうか、一緒に確認していきます。

申請書類等の 作成・提出

- ・申請が必要となる場合、教務学生課あるいは本学ホームページから「合理的配慮提供申請書」を入手し、作成します(巻末にも申請書を掲載しています)。
- ・記載の仕方や内容について分からないことがある場合は、面談した教職員に相談してください。
- ・提出先:教務学生課

(次ページへ)



合理的配慮 提供計画書の 作成※

- ・ 申請書に基づき、所属の学科/大学院において「合理的配慮提供計画書」を作成します。
- ・ 計画書を作成するにあたり、関係する教職員と再度面談等により、障害の状況、困りごとの内容、希望する合理的配慮の内容等を確認します。(ご家族を交えた面談を行うこともあります)
- ・ 学生本人に十分な説明の機会を設け、合意を得ながら進めていきます。



支援内容の 決定

- ・ 計画書の内容に学生が合意したら、学内手続を経て、支援内容が決定されます。
- ・ 必要に応じて、科目担当教員や関係する教職員等へ情報を周知します。



支援の開始

- ・ 合理的配慮提供計画書に基づき、具体的な支援が始まります。



定期的な面談

- ・ 支援後も定期的に面談等を行います。支援内容が妥当か、適切かを確認し、必要な場合には、合理的配慮提供計画書を変更します(学生本人に説明し合意を得ながら進めていきます)。

※合理的配慮計画書の作成にあたり、必要に応じて、以下を求める場合があります。

- ・ これまで受けていた支援の内容の確認
- ・ 専門家の所見の確認
- ・ 合理的配慮を提供する状況を証明する書類の提供(障害者手帳の写し、診断書等)

個人情報の取扱いについて

取得した個人情報は、青森県立保健大学個人情報保護ポリシーに基づき、個人の権利を尊重し、適切に取り扱われます。

6 これまでの対応例

障害学生の困りごとに対する対応事例の一部です。学生個々人の障害の種類や程度、授業等の目的や内容に応じて対応は異なります。

(困りごと) 車椅子のため、教室への移動が難しい。
(対応事例) 学生などを中心としたサポート体制を作り、移動を補助しました。適宜、保護者の付き添いも可としました。
(困りごと) 視覚障害があり、資料などの小さな文字が読みづらい。
(対応事例) 適宜、拡大コピーをお渡ししました。文字を読むのに時間がかかることから、試験時間を延長しました。
(困りごと) 聴覚に障害があるため、集団討論への参加に配慮してほしい。
(対応事例) 集団討論ができるよう機器を整備し、貸し出しました。
(困りごと) 疾病により、講義中に体調が悪くなる可能性があるため、配慮してほしい。
(対応事例) 教室前方ドア付近に座り、体調不良時には教員へ合図して、退室できるようにしました。
(困りごと) 歩行困難があり、実習でうまくやれるか不安がある。
(対応事例) 本人の可能な通勤手段を確認し、実習先を調整しました。また、本人了解の下、実習先に本人の歩行機能を伝え、了解を得ました。
(困りごと) 疾病による低血糖予防のため、授業中のブドウ糖の補食を認めてほしい。
(対応事例) 授業中の補食を許可し、受け持ちの授業の教員に周知しました。

合理的配慮は、本人の障害の特性や、求めている配慮の内容について、学生と関係者で相談し、決定するよ。支援を希望する人は、まずは身近な教職員に相談してみてね！



7 申請書の作成

申請書を作成してみましょう。わからないところがあったら、相談した教職員、保健室又は教務学生課に相談してみましょう。

(様式第1号)

合理的配慮提供申請書

申請日 年 月 日

青森県立保健大学長 殿

下記のとおり、修学等に係る合理的配慮の提供を申請します。
また、合理的配慮の提供に際し、関係者間で個人情報が共有されることを了承します。

所 属 _____ 学科/課程 _____ 年

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

1 障害又は病気等の内容

(1) 種別

- 身体障害 ()
知的障害 ()
精神障害 ()
発達障害 ()
その他 ()

(2) 添付書類

- 診断書 障害者手帳 (種 級) 療育手帳 (区分:)
精神保健福祉手帳 (級) 自立支援医療 ()
専門家の所見 心理テストの結果 前所属教育機関(高校)等からの文書
その他 ()

2 困りごとの内容

3 希望する合理的配慮の内容

- ・困りごとの内容と希望する合理的配慮の内容は、できるだけ具体的に書いてみよう。
- ・これまでに合理的配慮の提供を受けていた場合は、その内容も書いてね。
- ・ここに書ききれない場合は、別紙を追加してもいいよ。



(様式第1号)

合理的配慮提供申請書

申請日 年 月 日

青森県立保健大学 理事長 殿

下記のとおり、修学等に係る合理的配慮の提供を申請します。
また、合理的配慮の提供に際し、関係者間で個人情報が共有されることを了承します。

所 属 _____ 学科/課程 _____ 年 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

1 障害又は病気等の内容

(1) 種別

- 身体障害()
知的障害()
精神障害()
発達障害()
その他()

(2) 添付書類(提出は任意です。ただし、合理的配慮計画の作成にあたり、後日提出を求める場合があります。)

- 診断書 障害者手帳(種 級) 療育手帳(区分:)
精神保健福祉手帳(級) 自立支援医療()
専門家の所見 心理テストの結果 前所属教育機関(高校)等からの文書
その他()

2 困りごとの内容

3 希望する合理的配慮の内容

制度に関する確認先

青森県立保健大学 教務学生課 電話 017-765-2007

青森県立保健大学ホームページ

トップ>学生生活・進路>学生生活支援>障害の学生の支援について

<http://www.auhw.ac.jp/seikatsu/shien/2021-0127-1139-179.html>